

平成15年2月18日

静岡県知事 石川嘉延 様

都市計画法第80条に基づく資料の提出及び報告について

1 現在までの工事の施工に関する資料

- (1)雑草・樹木の根については昨冬・今冬の現場作業員の暇をとるために、チェーンソウ等で裁断し、ドラム缶等で燃やしました。有機物・雜物については具体的に何を指しているのか分かりませんが、土砂以外は土中に埋めるような行為はしておりません。
(2)～(5)設計説明書通りに施工されています。写真は別紙。

2 申請区域内に存在する物件について

- (1)ガラス破碎屑は、遊歩道に施す水浸透性の高い舗装の下地材として5ミリメートル以下に破碎して使用します（別添資料参照）。
- (2)ナンバープレートのない車両は、以前同問題で熱海市役所・静岡県土木事務所との現地立会いにおいて、弊社より処理業者の紹介を熱海市役所に依頼したが、紹介を得られず、現段階では[REDACTED]という処理業者に依頼し処理準備中です。

